

## 財産管理運用規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本プロテニス協会（以下「本協会」という。）の定款第41条に基づき、本協会の財産の管理方針及び運用手続等について定める。

(管理運用責任者)

第2条 理事長は、定款第40条第2項、第3項に定める財産の管理の適正を期するため、理事会の承認を経て理事の中から財産管理運用責任者を任命し、その管理に当たらせるものとする。

2. 財産管理運用責任者は、善良な管理者の注意をもって、適正な財産の管理運用に努めなければならない。

(基本財産の運用基本方針)

第3条 定款第40条第2項に定める基本財産については、基本財産の目的に応じて資産価値の維持を図ることを旨として、最善と考えられる方法により運用しなければならない。

(その他の財産の運用基本方針)

第4条 定款第40条第3項に定めるその他の財産については、財産の積立目的、運用可能期間等その財産の特性を勘案し、適正な運用に努めなければならない。

(理事会への財産運用状況の報告)

第5条 理事長は、財産の運用状況について、理事会開催ごとに報告しなければならない。

(財産の運用事務手続)

第6条 第2条に定める財産管理運用責任者は、財産運用にあたっては、金融商品等の調査を行い、予め関係書類を添付して理事長の承認を受けなければならない。

2. 運用に係る金融商品が満期になり、引き続き同種の金融商品で運用を行う場合についても、前項の規定に準じた事務処理を行わなければならない。
3. 運用に係る金融商品について、満期に至るまで運用を継続する事ができない特別な事情が発生したときは、財産管理運用責任者は速やかに理事長と協議し、適切な措置を講じなければならない。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、本協会の財産に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

この規程は、平成24年9月27日から施行する。